

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過

- (1) 平成14年4月11日 本件開示請求
- (2) 平成14年4月22日 公文書開示決定期間延長（延長後の期間は同年6月11日）
- (3) 平成14年6月4日 本件公文書一部開示決定処分
- (4) 平成14年6月6日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、公文書名「本庁56-1 勸奨退職者名簿」及び「本庁57 割愛依頼書」中の勸奨退職者の氏名、退職年月日、所属、職名、最終役職者名、年齢、再就職先、就職予定月日及び役職名を開示するとの決定を求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見陳述において主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立て時

公文書名「本庁56-1 勸奨退職者名簿」は、勸奨退職に関する個人の情報であって、通常他人に知られたいと認められるため、との理由で開示されなかった。しかし、勸奨退職者は、公務員である道職員の経験があることを理由に再就職していること、また、公共事業の発注者である道は、その受注者である企業と一線を画した関係でなければならず、納税者として、道のどの部署のどのような立場の職員が企業に再就職したかを知ることは、道民として当然、知る権利があり、それを開示しないのは極めて不当な判断といえる。公文書名「本庁57 割愛依頼書」も同様の理由である。

意見陳述時

ア 2件はいずれも職員の退職後の再就職先等に関する文書だが、道は、「公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、個人に関する情報」と主張し、非開示情報に該当するとしているが、納得できない。

イ 確かに条例第10条では、「特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」を非開示情報としているが、道庁時代の幹部ポストを利用して受注企業に天下りしており、単純に個人情報として片づけられない。

鳥取地裁判決(平成14年4月23日)において、県が県警の旅費等の支出文書における警部補以下の氏名を非開示としたことに対し、「氏名の公開が公共の安全と秩序の維持などに支障があると断定することはできない」として非開示処分の取消しを命じたように、公務員の役職、氏名の公表については、安易に個人情報とすることは許されていない。それは、公務員が納税者のチェックを受けなければならない存在、つまり、公僕であるからである。

ウ 条例の目的には「道政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な道政を確立する」とあり、道が業者に対して受注調整を行うなど官製談合が全国から注目される問題となるなど、道民による道政に対する監視という観点からいっても、積極的な情報公開の必要性はますます高まっている。個人情報拡大解釈することで、道民の知る権利が大きく制約を受けることを認識すべきである。

2 実施機関の説明の要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、次のとおりである。

(1) 非開示理由

ア 「本庁56-1 勸奨退職者名簿」について

本公文書は、平成11年度勸奨退職者名簿及び退職後再就職しようとする者に係る承諾書、確認書である。

勸奨退職者名簿は、道の定年退職以前に早期退職を希望する者の状況を取りまとめたものであって、作成の時点では不確定な情報も含まれており、また、個人的な理由により早期退職することは、通常他人に知られたくないと認められるため、勸奨退職予定者に係る退職年月日、所属、職名及び氏名等が記載されている当該名簿全体が条例第10条第1項第1号に該当し、非開示とした。

承諾書及び確認書は、それぞれ再就職予定者及び再就職予定会社名が記載されており、特定個人が識別される情報で通常他人に知られたくないと認められるため、同様に再就職予定者を非開示とした。

イ 「本庁57 割愛依頼書」について

本公文書は、会社等から道に提出された職員招へいに関する依頼文書等である。これら依頼文書には、氏名、職名及び経歴等が記載されており、特定個人が識別される情報で通常他人に知られたくないと認められるため、条例第10条第1項第1号に該当し、非開示としたものである。

(2) 異議申立理由に対する反論

異議申立人は、「勸奨退職者は、公務員である道職員の経験があることを理由に再就職していること、また、公共事業の発注者である道は、その受注者である企業と一線を画した関係でなければならず、納税者として、道のどの部署のどんな立場の職員が企業に再就職したかを知ること、道民として当然、知る権利があり、それを開示しないのは極めて不当な判断」と主張している。しかしながら、職員の退職後の再就職先等については、公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、個人に関する情報で、条例第10条第1項第1号に該当することは明らかであり、異議申立人の主張には理由がないものである。